

606-G69



1200500748007

06
69

皇紀二六〇三年
昭和十八年四月十五日

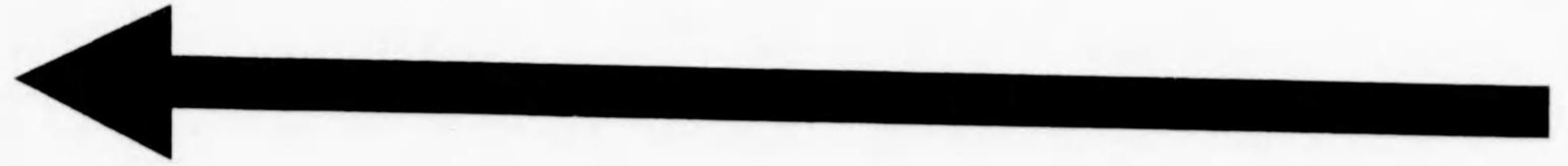
〔濠洲協會〕會務報告昭和十七年度(第二回)

同會編

(自昭和十七年四月一日
至同十八年三月三十一日)



始



96

19

皇紀二六〇三年
昭和十八年 四月十五日

昭和十七年度(第二回)會務報告

(自昭和十七年四月三十一日
至昭和十八年三月三十一日)

濠洲協會

606
G69

目次

一 濠洲協會第二回會務報告(自昭和十七年四月三十一日 至同十八年三月三十一日)	一
一 濠洲事情摘錄	二三
一 役員異動	四三
一 會員異動	四五
一 昭和十七年度(第二回)決算報告(自昭和十七年四月三十一日 至同十八年三月三十一日)	四六
一 會費收入內譯書	四九
一 昭和十八年度(第三回)豫算案(自昭和十八年四月三十一日 至同十九年三月三十一日)	五〇
一 事務用什器備品目錄	五一
一 役員並會員名簿	五二
一 會則	五九

以上

發行所寄贈本



濠洲協會第二回會務報告

(自昭和十七年四月一日
至同十八年三月三十一日)

昭和十七年四月一日 通常會員橫濱輸出絹物同業組合脫會。

同 四月八日 昨年十二月退會元副會長石田禮助氏に對し謝恩の爲め薄形七寶奩箱一箇贈呈。

同 四月九日 帝國海軍部隊は印度洋セイロン島近海に於て敵艦船十二隻を撃沈破、飛行機六十機を撃墜炎上し、我方此間飛行機十機を失へり。

同 日 大東亞戰時資源博覽會事務總長村本實藏氏來訪。

同 四月十日 贊助會員日本郵船株式會社々長大谷登氏此程設立の船舶運營會總裁に就任の爲め副社長寺井久信氏社長に昇格就任。

同 四月十四日 イラン政府對日斷交決定。

同 四月十八日 午後〇時半頃敵米機十機内外京濱地方並に中部近畿方面に分散飛來せしが、各地方とも微害にて事濟み敵機は支那大陸方面に遁走せるものゝ如く、實に大東亞戰初の敵機來襲なり。

同 四月二十三日

正午日本工業俱樂部に於て日濠協會第十四回兼濠洲協會第一回定期總會開催、出席者左の通、會長徳川公爵司會の下に昭和十六年度會務及び會計報告、並に十七年度豫算案を何れも原案通り可決々定、左の通り役員改選の後午後二時散會す。

967
193

出席者

會長	前特命全權大使	公爵 德川家正氏
副會長	大東紡織會社々長	鶴見左吉氏
會計監督	高島屋飯田會社々長	飯田藤二氏
專務理事	陸軍製絨廠囑託	井島重保氏
理事	貴族院議員	出淵勝次氏
同	前總領事	永瀧久吉氏
同	陸軍製絨廠長古川武次氏代理	小野里軍策氏
同	三井物産會社常務取締役	伊藤與三氏
同	前大阪商船會社東京支店長	香春敏三氏
同	日本原麻會社々長	鹿野野敏氏
同	國際汽船會社々長	牧野野六氏
同	鐵道省國際觀光局	岡田成六氏
同	橫濱火災海上保險會社	末成茂氏
同	大東紡織會社取締役	名取義一氏
同	大倉商會社	青木清之助氏
同	日本貿易振興會社	石原剛平氏
同	大倉商會社羊毛係	川上洋一氏
同	日本製粉會社常務取締役	中島義治氏
同	理研紡織會社取締役	大竹鳳一氏

(順序不同)

同 同

役員改選

三菱商會社雜貨部長代理
日本郵船會社常務取締役

上野巳次氏
柳瀬省吾氏
以上三十一名

副會長推薦 伊藤與三郎氏
理事委囑 風間誠一氏、香春敏夫氏、船田中氏、川西清兵衛氏、潮崎喜八郎氏、山下太郎氏
理事解囑 伊藤與三郎氏、御前綱一氏、神野亮二氏、有吉忠一氏
評議員解囑 香春敏夫氏、川西清兵衛氏、潮崎喜八郎氏、山下龜三郎氏

昭和十七年四月二十三日 新任大阪商船株式會社東京支店長黒川二郎氏通常會員として入會。

同 四月二十八日 昨年十一月二十六日發外人宛阪谷會會長薨去通知狀第八號(新西蘭デビス氏宛)亦此他既還の九通と同様戰時事故により還り來る。

同 四月三十日 評議員井上治兵衛氏脫會。

同 五月一日 日本銀行本日より日本銀行法により改組、政府と表裏一體大東亞共榮圈の中心金融機關として國家的使命遂行に決定。

同 五月二日 滿鐵東亞經濟調查局員鈴木修次氏通常會員として入會。

同 五月五日 贊助會員栗原合名會社大同毛織株式會社に合併大同毛織株式會社新に贊助會員となる。

昭和十七年五月七日 午前八時皇軍はコレヒドール島其他マニラ灣口諸島の全要塞を完全占領、比島戡定完く成る。此日大元帥陛下はヒリツピン方面陸海軍部隊に對し米根據の覆滅を御嘉尙、渾き勅語を賜はる。

同 五月八日 珊瑚海々戰。敵艦艇擊沈破一〇、飛行機擊墜九八、我が損害小空母艦沈沒一、未歸還飛行機二四。

同 日 南方占領地經濟關係者搭乘〇〇丸夜間東支那海に於て敵潜水艦の魚雷攻撃に遭ひ沈沒多數の犠牲者を出だす、緬甸方面出向途上の會員大竹鳳一郎氏も亦其一人なり、洵に痛惜に堪へず。

同 五月十一日 大元帥陛下緬甸、印度洋に於ける戰果に對し勅語を賜ふ。

同 五月十二日 大元帥陛下珊瑚海々戰の戰果を御嘉尙、聯合艦隊航空部隊に勅語を賜ふ。

同 五月十三日 賛助會員大阪毛織株式會社取締役會長伊藤傳七氏評議員辭任申出により同社事務取締役高尾忠次氏に之を改囑す。

同 五月十五日 外務省囑託乾精末氏入會。

同 五月十六日 元西濠洲日本人會々長梅田信太郎氏入會。

同 日 井島專務理事故大竹鳳一郎氏遺族弔問。

同 五月二十日 元副會長石田禮助氏に評議員を委囑す。

同 五月二十一日 通常會員元富士瓦斯紡績株式會社取締役後藤正堯氏脫會。

同 五月二十二日 故通常會員大竹鳳一郎氏葬儀青山齋場にて舉行、井島專務理事、倉田書記會葬。

同 五月二十五日 井島專務理事建武義會の依頼により夕刻芝公園水交社に於て濠洲事情講演。

同 五月二十七日 本日開會の第八十臨時帝國議會に於て東條總理大臣は其施政演說中濠洲に言及し、最近珊瑚海々戰の結果に鑑み此際速に勇斷以て舉措を一決すべき旨濠洲指導者に對し警告ありたり。

同 五月三十日 二十九日外務省發令により通商局長水野伊太郎氏南洋局長に、マニラ總領事新納克己氏通商局長に夫々任命、塚本毅氏南洋局長心得被免に付同氏の理事を解囑、上記水野、新納兩氏に理事を委囑す。

同 五月三十一日 帝國海軍部隊は特殊潛航艇により本日未明マダガスカル島北端要港に英艦二擊破、又同種潛航艇隊により夜陰濠洲シドニー港内に突入敵艦一を擊沈せり。

同 六月三日 井島專務理事午後大政翼賛會東亞局内對外文化事業團體協議會に出席。

同 六月五日 帝國海軍部隊前日來アリニューシヤン列島のダツチハーバー其他を猛攻、他方又ミッドウエーを強襲重要軍事施設に甚大損害を加ふ。

同 六月六日 帝國海軍部隊は五月下旬並に六月上旬東京灣、潮岬南方海面及び九州西南方海面に出沒中の敵潜水艦四を擊沈せる旨大本營より發表。

昭和十七年六月八日 帝國陸海軍部隊は前日來アリユーション列島のキスカ、アツツ兩島を夫々奇襲占領せり。

同 六月九日 丸ノ内南方開發金庫調査部員大柿高敏氏來訪。

同 六月十八日 財團法人實業教育振興中央會は午後三時大東亞教育資料展覽會の件に付文部省内に協議會開催、井島專務理事出席。

同 六月二十日 帝國潛水艦米本土オレゴン州西海岸砲撃。

同 六月二十二日 過般來朝の日泰攻守同盟締結慶祝團に對する答禮特派大使として月末泰國へ出立豫定の廣田弘毅氏隨員外務省關係官水野伊太郎、東光武三、三宅喜二郎三氏に對し祝詞を贈る。

同 六月二十三日 前記遣泰使節首席隨員特命全權大使矢田部保吉氏に祝詞を贈る。

同 六月二十五日 グルー米國大使其他北米、加奈陀、中南米交戰諸國外交官其他本邦引揚一行千五百名搭乗の淺間丸本朝橫濱出帆交換地東阿弗利加に向ふ、會員パーシー、ホワイチング氏も亦同行歸國せり。

同 七月十日 新刷當協會々員名簿會員其他關係方面へ配布す。

同 七月十三日 井島專務理事大政翼贊會東亞局内對外交文化事業團體協議會連絡委員會に出席。

同 七月十五日 神戸商工會議所主催の下に本月二十一日より神戸三越にて開催の南方展覽會出品の件に

付兼松商店大倉一正氏來訪。

同 七月二十五日 帝國海軍航空部隊夜間濠洲東北部要衝タウンズビルを初空襲す。

同 七月三十日 日英外交官交換船龍田丸夕刻交換地東阿弗利加に向け橫濱港出帆、クレイギー英國大使、オフィサー代理公使以下濠洲公使館員其他英國以下印度濠洲等十箇國人引揚歸國。

同 同日 帝國海軍航空部隊未明濠洲西岸中部の要衝ポード、ヘッドランドを初爆撃す。

同 同日 帝國海軍部隊はアラフラ海北方敵蠢動の基地アル諸島、ケー諸島、タンニバル諸島の各要地を攻略せり。

同 七月三十一日 去る五月八日東支那海に於て遭難殉職せる三菱關係社員合同慰靈祭午前築地本願寺にて執行、井島專務理事出向燒香。

同 八月四日 理事古川武次氏此程陸軍製絨廠長退職に付理事を解き評議員を改囑す。

同 八月九日 ソロモン海戰。擊沈艦船三五、擊破艦船五、擊墜飛行機五八、我が損害巡洋艦輕傷二、自爆飛行機二一。

同 八月十九日 財團法人實業教育振興中央會視察派出員岐阜市立商業學校教諭伊藤二郎氏濠洲産業の件に付文部省の紹介により來訪。

同 八月二十日 日米外交官交換船淺間丸朝コンテ、ヴェルデ號(伊)と共に橫濱に歸着、野村、來栖兩遣米大使を始め北米、加奈陀、中南米、在留邦人千四百名引揚歸來。

- 昭和十七年八月二十一日 昨日歸朝の遺米大使來栖三郎、巴奈馬公使秋山理敏兩氏に歸朝慶祝挨拶状を發す。
- 同 八月二十二日 ブラジルの政府獨伊に對し宣戰(ブエノスアイレス二十二日發)但し日本に對しては特殊中立聲明(ベルリン二十二日發)、ウルグワイ政府亦獨伊に宣戰(同上)
- 同 八月二十四日 第二次ソロモン海戰。航空母艦二、戰艦一を大中破、我が損害小空母艦一大破、驅逐艦一沈没。
- 同 八月二十七日 日本航空部隊早朝西濠洲のブルーム爆撃。(西南太平洋反樞軸軍司令部發表)
- 同 八月三十一日 新任陸軍製絨廠長陸軍主計中將清水菊三氏に理事を委囑。
- 同 九月一日 本日より現地軍政布告によりジャバ (Java) をジャワ (Dava) と改稱。
- 同 九月九日 日本水上機米本土オレゴン州を初空襲す。
- 同 九月十日 井島專務理事大政翼賛會内外文化事業團體協議會(議案大東亞省設立への即應根本策)に出席。
- 同 九月十一日 前會長故阪谷子爵記念事業會に對し金參百圓を寄附す。
- 同 同日 (震災記念日) 防空演習に出動中消防自動車顛覆により瀕死の重傷を負へる日本工業俱樂部警防團員初谷禎二氏へ見舞金五拾圓を贈る。
- 同 九月十四日 故阪谷子爵記念事業會へ寄附金の件全會員に通知す。
- 同 九月十六日 商工省貿易局長官菱沼勇氏十一日同省物價局長官に轉任に付理事を解囑す。

- 同 九月十九日 午前十時半帝國ホテルに於て羊毛統制會創立總會開催、商工大臣代理椎名次官外各省關係官、關係當業者等出席附議事項議了の後鶴見左吉雄氏會長を命ぜられ理事長以下役員の任命ありて散會。
- 同 九月三十日 故阪谷子爵秘書小畑久五郎氏澁谷區自宅にて逝去、哀悼に堪へず、當協會より香奠を贈る。
- 同 十月九日 大日本機械工業株式會社々長萱場資郎氏通常會員として入會。
- 同 同日 日英交換船鎌倉丸今朝横濱に入港、河相駐濠帝國公使を始め濠洲、新西蘭、ニューカレドニア、舊蘭領東印度、英領ボルネオ等に在留今回抑留地濠洲よりの引揚邦人四百七十七名(此外當初同乗者中の四百五十名昭南港にて下船)の外去る五月濠洲シドニー灣を強襲、敵艦撃沈、壯烈戦死を遂げたる海軍の四勇士中馬兼四大尉、松尾敬宇大尉、大森猛一等兵曹、都竹正雄二等兵曹等の英靈も亦全船客敬禮裡を各舊友に抱かれて上陸無言の凱旋をなせり。
- 同 十月十九日 去る四月十八日帝國本土を空襲我方に捕へられたる米機搭乗者中、非軍事施設の爆撃、學童の掃射等故さら非道を敢てせる者、本日付防衛總司令官の布告にあるが如く、今回軍律に照し嚴重處分せられたる旨大本營陸軍報道部より發表。
- 同 十月二十日 理事永瀧久吉氏淀橋區の自宅にて逝去、哀悼の意を表す、當協會より香奠を贈る。

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

議員

日本毛織會社々長
兼松商店東京支店長
大倉商會社々長
外務省南洋局長
外務省通商局長
橫濱正金銀行頭取
日本棉花會社々長
日清製粉會社々長
日本郵船會社々長
山下汽船會社々長
前巴黎馬公使
前大阪商船東京支店長
鐘淵紡織會社監查役
鐵道大臣
インドネシヤ協會副會長
前三井物產常務取締役
前千住製絨所長
大阪商工會議所會頭
前三菱商會常務取締役
海軍大將
前橫濱正金銀行頭取
前三菱商會社々長

川風川西清兵衛氏
皆川多三郎氏
水野伊太郎氏
新納克己氏
大久保賢一氏
潮崎喜八郎氏
正井貞一郎氏
寺下太一郎氏
山田信太郎氏
秋山理一郎氏
渥美育郎氏
古澤丈作氏
八田嘉二氏
井上雅二氏
石野禮二氏
鹿岡野禮二氏
片岡野禮二氏
加藤恭平氏
小林謙造氏
兒玉謙造氏
三宅川太郎氏

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

主催者側

前特命全權大使
三井物產常務取締役
羊毛統制會々長
陸軍製絨廠囑託
高島屋飯田會社會長
貴族院議員
前總領事
東京商工會議所理事
陸軍製絨廠長
海軍省副官
三菱商會社常務取締役
商工省貿易局長官
大阪商船會社專務取締役
日本製粉會社々長

正金銀行シドニー支店員
同
山下汽船會社濠洲出張員
堀越商會
朝日新聞社出張員
ブリスベン大學講師

公爵

德川正家氏
伊藤與三郎氏
鶴見左重氏
井島重保氏
飯田二郎氏
出淵勝次氏
永瀧久吉氏
船水菊中氏
清藤實三氏
後藤一三氏
服部實二氏
菱沼敏夫氏
香春俊次郎氏
神戶氏

寺井村和次氏
井村謙次氏
田村美次郎氏
日住征士氏
黒田龍之助氏
清田氏
計三十七名

評議員
助會員
幹事

前千住製絨所長
前日本製粉會社社長
前日本綿花會社社長
三井合名會社常務理事
前千住製絨所長
前日本郵船會社社長
名古屋商工會議所會頭
前東京商工會議所理事
前千住製絨所長
前三井物產常務取締役
前陸軍製絨廠長
鐵道省國際觀光局

堀越商會

長廣謙次郎氏
中村藤一郎氏
南條三雄氏
岡本信三氏
大谷鐵藏氏
高松登一氏
渡邊定雄氏
山本鐵藏氏
安川武助氏
岡田武次氏
大同紡績株式會社
大日本紡績株式會社
福井縣織物同業組合
堀越株式會社
株式會社
國際汽船株式會社
增田屋株式會社
日本羊毛工業會
東洋紡績株式會社
大阪毛織株式會社

通會會員

大倉商會社歐米課長
大日本航空會社調查課長
前兼松商店監查役
郡山商工會議所會頭
前兼松商店取締役
外務省囑託
前東濠汽船會社橫濱支店
三井物產會社毛類課長
大同毛織會社常務取締役
前國際汽船會社社長
東洋整毛會社常務取締役
日本生命保險會社社長
野崎商會主
青年文化協會參事
日本經濟聯盟會常務理事
高島屋飯田會社羊毛係
丹波商會主
東亞紡織會社專務取締役
衆議院議員

橫濱火災海上保險株式會社
東京海上火災保險株式會社
青木清之助氏
本井敬之氏
藤井松四郎氏
橋本萬右衛門氏
廣戶精茂氏
乾原剛平氏
石原剛次氏
勝山貞夫氏
栗原貞次氏
黑川新次郎氏
宗像善雄氏
名古屋商工會
成瀨洋平氏
野崎又彦氏
藤村誠一氏
高島菊雄氏
玉井恒夫氏
丹波恒夫氏
小西恒夫氏
鶴見祐輔氏

通 常 會 員

三菱商事會社雜貨部長代理	○	上 野 巳 次 氏
前西濱洲日本人會々長	○	梅 田 信 太 郎 氏
博進社取締役會長	○	山 本 留 次 氏
前大東紡織會社取締役	○	名 取 義 一 氏
滿鐵東亞經濟調查局	○	鈴 木 修 次 氏
商工省絹毛課	○	下 島 儀 貞 氏
大日本機械工業株式會社々長	○	萱 場 資 郎 氏
合計	計	八十七名
	計	百二十四名

昭和十七年十月二十六日

サンタクルーズ諸島北方南太平洋海戰。敵艦擊沈六、敵機擊墜二百以上、我損害艦艇小破三、未歸還四十數機。

同 十月二十八日

大藏省爲替局爲替監理官補徳田幸衛氏當協會並に日加協會、新西蘭協會の件調査のため來訪。

同 十月二十九日

理事外務省通商局長新納克己氏大使館參事官に任ぜられ泰國在勤仰付けらる。

同 十一月一日

政府は時局即應の爲め從來の拓務省、興亞院、對滿事務局、外務省東亞局及び南洋局を統合、本日より大東亞省を設置、舊外務省南洋局は大東亞省南方事務局之を引継ぎ、水野伊太郎氏舊局長より新局長に轉任、澁澤信一氏外務省通商局長に新任せらる。

同 十一月四日

商工省絹毛課下島儀貞氏入會。

同 十一月十二日

井島專務理事農林省內農業報國聯盟の依頼により在仙川同聯盟道場に於て濠洲の農業其他に關し約二時間に亘り講演。

同 十一月十四日

本日は阪谷前會長一年祭當日なるにより徳川會長故子爵谷中墓所に參拜生花を贈供せらる。

同 同 日

新納克己、澁澤信一外務省舊新通商局長に理事を解委囑す。

同 同 日

十二日以降第三次ソロモン海戰。擊沈破艦船三十二、擊墜破機七十數機、我損害沈沒艦五、大破艦船八、自爆並に未歸還機四十一。

同 十一月二十五日

正午丸ノ内會館に於て拓南俱樂部第十一回月例午餐會開催、井島專務理事出席、大東亞省南方事務局監理課長高橋進太郎氏の講演ありたり。

同 十一月三十日

ソロモン群島ガダルカナル島ルンガ沖夜戰。艦擊沈破六、我損害艦沈沒一。

同 十二月九日

情報局發表南方占領地改稱左の如し。
舊英領馬來をマライ(假名書)に、舊英領及舊蘭領ボルネオを夫々北ボルネオ、南ボルネオに、バタビヤをジャカルタに改稱。

同 十二月十二日

天皇陛下伊勢内外宮に御親拜御告文を奏せられ戰勝を祈らせ給ふ、史上御先例なく一入恐懼の至なり。

同 十二月十五日

政府は生産増強のため内、外地産業關係代表者を本日首相官舎に招致官民懇談會を開催

す、畏き邊にては此舉を聞召し出席者三百四十六名に賜謁の旨仰出され東條首相午前十時一同を引率參内、陛下より列立拜謁仰付けらる、終つて一同は會場に歸着、一意戦力増強に邁進聖旨に報い奉らんことを宣誓せり。

昭和十七年十二月 二十日

中華民國々民政府主席兼行政院々長汪精衛氏は政府首脳部を帶同帝國政府要路と時局對策商議のため午後二時羽田着入京。

同 十二月二十四日

正午丸ノ内大東亞會館に於て海外同胞中央會發起敵國在留同胞對策委員會結成式舉行、井島專務理事出席、出席者約六十名、具體策樹立方申合せ散會す。

昭和十八年一月 九日

南京中華民國政府米英に對し宣戰、同時に日華兩國は中外に對し俱に不動の決意と信念とを以て各般の緊密協力を爲す旨の共同宣言を發し、且つ帝國は民國内の現存治外法權の急速撤廢を公約す。

同 一月 十三日

日本航空部隊ニューギニヤ、メラウケの米英聯合軍基地を初空襲す。(マドリッド特電)

同 一月 十五日

午前大政翼賛會興亞局に於て對外文化事業團體の強化策に關し協議會開催、井島專務理事病氣缺席。

同 一月 十七日

日本海軍航空部隊はニューギニヤ東部ミルン灣ラビ所在敵航空基地を初空襲す、敵機擊墜破十三、軍事施設炎上十數箇所。(大本營發表)

同 一月 二十一日

日獨、日伊各相互間に於て既締三國條約の期間有效なる新經濟協定成立、茲に磅、弗に

よる永年の世界通商決濟全く跡を斷ち、本日又帝國と佛印間に於ても亦圓による決濟協約成立す。

同 一月 二十二日

智利政府本月二十日以降日獨伊三國と外交關係停止の旨在京同國公使より外務省に正式通告あり。

同 一月 二十八日

本日再開の第八十一通常議會施政演說中東條首相は濠洲に關し今後尙ほ米英依存の迷夢より醒めざる限り帝國が已むなく之を痛撃するは、猶ほ重慶のごとくなる旨聲明ありたり。

同 一月 二十九日

ソロモン群島レンネル島沖海戰。艦擊沈破七、機擊墜三、我損害自爆七機、未歸還三機。

同 二月 六日

賛助會員株式會社兼松商店商號を兼松株式會社と改稱。

同 二月 七日

ソロモン群島イサベル島沖海戰。(二月一日以降此日に至る) 戰果 艦艇擊沈十三、飛行機八十六。損害 驅逐艦大中破三、自爆及び未歸還機十二。(十日大本營發表)

同 日

昨年八月以降本日迄にソロモン群島及びニューギニヤ島方面に於ける未發表の戰果並に損害左の如し。

戰果 艦船擊沈破二六、飛行機擊墜破二三七。

損害 艦船沈破二三、飛行機自爆及未歸還破三二九。

昭和十八年二月九日 午後六時神田共立講堂に於て敵國在留同胞對策委員會並に大政翼賛會の共催により敵國在留同胞激勵大會舉行、倉田書記出席。

同 同日 昨夏以來南太平洋方面陸海軍挺進部隊は最近其部署に愈よ戰礎を確立、ニューギニア島ブナ附近にありては一月下旬、ソロモン群島ガダルカナル島にありては二月上旬夫々其陣地を撤し他に轉進せしめらる、其戰果及び損害既報分を除き次の如し。

人員	二五、〇〇〇以上
飛行機	擊墜破 二三〇以上
火砲	破壊 三〇以上
戰車	破壊炎上 二五以上
人員	戰死及戰病死 一六、七三四
飛行機	自爆及未歸還 一三九

同 二月十二日 帝國潛水艦は一月中旬以降二月上旬迄に濠洲東岸に於て敵船舶六隻を擊沈せり。(大本營發表)

同 二月二十七日 正午丸ノ内、丸ノ内會館に於て敵國在留同胞對策委員會總會開催、倉田書記出席。

同 三月八日 帝國陸海軍部隊が二月十六日以降三月五日迄にソロモン群島及びニューギニア方面に於て收めたる戰果並に損害左の如し。(大本營發表)

同 三月十五日 戰果 飛行機擊墜破一二四、潛水艦擊沈四、損害 驅逐艦沈没二、輸送船同五、自爆及未歸還機七。

同 同日 東條內閣總理大臣は中華民國政府主席汪精衛氏客年末の來訪に應へ、兼ねて共同戰爭完遂に關し懇談の爲め十二日東京發十三日南京着、汪主席以下同政府首脳部と會見の上、出先諸機關の視察をも併了、上海に立寄り本日歸朝ありたり。

同 同日 帝國海軍航空部隊は本日白晝ボート、ダウインの敵軍事施設を攻撃多大の損害を與へ、尙ほ敵三十數機と交戦、其十六機を擊墜せり、我損害未歸還一機。(十八日大本營發表)

同 三月十八日 理事大久保利賢氏本月十一日横濱正金銀行頭取退職、現副頭取柏木秀茂氏後任就職に付理事を解委囑し、大久保氏には更に評議員を改囑す。

同 同日 副會長鶴見左吉雄氏昨秋羊毛統制會々長就任と共に大東紡織株式會社々長辭任に付同社專務取締役阿部吟次郎氏に本日理事を委囑す。

同 同日 緬甸バモ行政府長官等一行四名は帝國政府の招きに應じ今午後空路羽田着入京せり。

同 三月二十日 南太平洋方面帝國陸軍航空部隊の本年初頭以來三月中旬迄の綜合戰果次の如し(三十日大本營發表)

- 敵損害 (一)ニューギニア方面 擊墜九五、地上擊破三〇。
- (二)ソロモン群島方面 擊墜六二、地上擊破一五。

我損害 三〇。

- 昭和十八年三月二十二日 正午丸ノ内會館に於て拓南俱樂部第十四回月例午餐會開催、倉田書記出席、昨年八月交換船により歸朝の前桑港總領事武藤義雄氏より最近の米國情勢に就き講演ありたり。
- 同 三月二十三日 評議員大久保利賢氏辭任申出。
- 同 三月二十四日 倉田書記大政翼賛會興亞局内與亞文化事業團體協力會（對外文化事業團體協議會改稱）總會（議案昭和十八年度事業計畫及規約改正の件）に出席。
- 同 三月二十八日 帝國海軍航空部隊ニューギニア島オロ灣攻撃、戦闘機十九を撃墜、輸送船二、驅逐艦一、哨戒艇一を撃沈せり、我損害自爆及未歸還三機。（二十九日大本營發表）
- 同 三月三十日 理事大阪商船會社專務取締役香春敏夫氏此程昭南市に進駐、同社副社長神田外茂夫氏東京常駐決定により理事を解委囑す、又通常會員同社東京支店長黒川二郎氏他へ轉出、乗杉壽慶氏其後任就職により通常會員として入會。
- 同 三月三十一日 前駐濠帝國公使河相達夫氏に理事を委囑す。

本期中郵便電信發受數左の通

郵便發信	一一一
同 受信	一七五九

電信發信	—
同 受信	—
合計	二八七〇

濠洲事情摘録

昭和十七年度自昭和十七年四月一日に於ける外務省通商局日報所載主要濠洲事情を参考の爲め同日報より抜萃載録す。

昭和十七年五月二十八日

濠聯藏相三度統一的所得稅法案提出

五月十六日 フィナンシャル・ニューズ及タイムズ所報
 濠洲聯邦政府藏相チフレイは、最近十二ヶ月間に亘り聯邦政府と州政府間の繋争問題となつてゐる統一的所得稅徵收に關し、第三回目の法案を議會に提出した。前二回の聯邦政府の提案は州の權利侵害であるとの理由を以て拒否せられ、最近開催された州政府首相會議によつても全面的反對が表明されたに拘らず、敢て第三回目の法案を提出したチフレイの意圖は、飽まで聯邦政府の決定を貫徹しようとするにある。

聯邦政府側の理由とする所は左の通りである。

- 一、聯邦全體の利害休戚が危殆に瀕してゐるこの際、一州の利害は問題にならぬ。
- 二、聯邦政府が過去三箇年に支出せる金額は、既に五億一千五百萬磅に達し、又來年度の支出は三億六千萬磅に達する見込で

あるが、總て斯くして増加した國民の擔税能力は州政府の收入よりはむしろ聯邦政府の收入に歸するのが至當である。

三、更に聯邦政府の負擔は増大しつゝあるに拘らず、州政府の負擔は減少しつゝある。現に聯邦政府の防衛事業は多數の失業者を吸収して州政府の財政的負擔を軽減した。

四、聯邦政府提案の歳入増加案は、差迫つた聯邦防衛の強化上必須な資源の動員に充てられるもので、この提案は絶対に撤回し難い。

五、統一的所得税法は何等州政府の徵税權を侵害するものではなく、聯邦の當面せる緊急な事態に鑑み、戰爭中州政府の所得稅徵收を停止しようとするに過ぎない。

以上の理由に基き、聯邦政府は三個の法案から成る統一的所得税法を提案した。

一、從來州政府の所得稅徵收に使用せられた稅務スタッフ及び機關設備を、戰爭中及び戦後一箇年間だけ一時的に聯邦政府に移す。

二、聯邦共同の利害のために、所得稅徵收停止に同意せる州に對しては財政的に援助する。この場合納稅者の聯邦及び州に對する負擔は納稅者の負擔能力に應じて平等化される。

三、戰爭中及び一箇年間だけは、聯邦政府は所得稅停止に同意しない州に對し、優先的に徵稅し得るは勿論、斯る州は聯邦の財政的援助を受け得ない。

ちなみに十四日のフイナンシャル・タイムズの論文によれば、ヴィクトリア、タスマニア及びウエスタン・オーストラリア諸州の課税は、他の諸州の課税より遙かに軽く、従つてこれら諸州の官民は、今なほ爾餘の放漫な敗政政策により課税の重き負擔に苦しめる諸州と協力するを好まず、聯邦政府提案の前途は決して樂觀を許さないと云ふ。殊に新興産業の大部分は聯邦中租稅負擔の最も軽いヴィクトリア州に集中してをり、従つて統一的所得税法の通過は直にこれら新興産業にも影響すべく、その例外關係からも法案の運命は微妙であるといふ。

なほウエスタン・オーストラリア州は、州内に多數の金鑛山を有し、州財政の重大な財源を構成してゐるが、聯邦政府の政策は右州の利害に頓着なく、人力を動員しつゝある關係上、年額一千五百萬磅に達する金鑛經營は事實上休業を餘儀なくされ、痛く州官民の反聯邦政府を熱刺戟しつゝあるといふ。

昭和十七年五月二十九日

濠洲軍需工業勞働者増加

五月二十一日 カンベラ發、E・T

軍需相マキンの公表によれば、最近二ヶ年間に軍需工業勞働者數は五千から五萬に増加したが、この割合で行けば今後一年以内には十萬に達するわけであり、濠洲は五等國から二等國に躍進するであらうと。

昭和十七年五月三十日

濠洲の統一的所得稅問題多難

——聯邦政府、戰爭運營容易ならず——

五月十九日 タイムズ特派員、カンベラ發電によれば、

ニュー・サウスウェールズ的首相 Meeky 及びクイーンズランド首相 Forgan Smith は濠洲の統一的所得稅案に關し、各州は依然として州の徵稅機關を管理しつゝ、右徵稅機關によつて徵收された Surplus Revenue を聯邦政府に許容する代案を聯邦政府蔵相チフリーに提出したが、聯邦政府案が敗れない限り採用される見込はない。一方チフリー蔵相はタスマニア州首相コスログと面接し、政府案實施の場合同州に對する補償額（コンベンション）増額を承認した。

併し、聯邦議會の勞働黨議員に對して指導的勢力を有する二人の勞働黨出身首相 Meeky 及び Forgan Smith の反對は、議會の勞働黨議員に對して相當の影響を與へたものと見られる。ちなみに聯邦議會勞働黨は今週中に秘密會において政府案を檢討するはずである。

ブリスベンからの報道によると、クイーンズランド州勞働黨執行委員會は High Court に訴へて、聯邦政府案が憲法に抵觸するか否かを確かめようとするものゝ如く、又ウエスタン・オーストラリア州議會は、全會一致政府案反對を決議した。聯邦政府が州政府に強要しようとする補償額問題についても頑強な反對があり、補償額は過去二ヶ年間の各州所得稅收入額の平均を標準とする代りに、人口に比例せしめるべきであると主張されてゐる。聯邦政府の戰爭準備にも仲々容易ならぬものがあ

昭和十七年六月十一日

濠洲最近情報一東

- 一、Civil Constructional Corps は Allied Workers Council 指導の下に數千の人員を有し、オーストラリアを對日反擊基地とする目的を以て、飛行場鐵道ドック道路ダム假小屋倉庫武器工場等を建設するものであるが、約三萬五千を動員し大増員を行ひ、最も重要な戰時奉仕團體の一つとなるはずで、團員は軍規には服しないが、戰時中は自由に奉仕を中止することはできない。又團員の勞働力の各方面への割當は前記 A・W・C が行ふ。(五月二十二日タイムズ)
- 二、戰時中オーストラリア羊毛の買付に關しイギリス本國との契約において次期收穫は一 bale につき十五ペーセント即ち二片以上の値上りとなり(十三片十六分の七から十五片二分の一)、イギリス本國が買値以上で更にこれを他に轉賣した場合マーチンの半額が牧羊者に拂戻されることとなつてゐる。又 Australian wool cheque は收穫の量に應じて六百萬乃至千萬磅に増額せられるだらう。(イギリスはニュージールランド及び南阿に對しても同様の提議をしてゐる)(二十三日タイムズ)
- 三、オーストラリアに義勇軍その他が配置せられ、荷揚げ荷卸しを行ひつゝあるが、これにより船舶の碇泊期間を短縮し、又防空上の見地から重要軍需品の分散をなすつゝある。又從來私有貨物は六日間倉庫に留めることを許されたが、今後は三日に短縮せらるゝはずである。(二十七日 E・T・R・R)
- 四、オーストラリア戰時内閣は、軍及び戰時工業(軍需品、船舶、飛行機製作及びこれに關係あるもの)のために、本年末までに男子二十六萬九千人、女子四萬九千人を新に必要と認め、主として婦人勞働の増加及び他の不急産業からの勞働轉換によつてこれを賄ふことに決定した。(二十七日タイムズ)
- 五、オーストラリアにおける一般就業數の減少は夥しき軍への人の吸収にかゝはらず三十九年六月に比し二十萬五千にすぎないが、これは二十四萬八千の失業吸収、十萬二千の勞働人口増加、及び平時には現はれない十五萬の臨時的勞働人口の出現に基くものであるが、一方婦人勞働力は最大限に動員しても、婦人勞働は極度に増加しないらしい。これは將來強制的とすることも考慮せられるだらう。(現在の需要の一部を充し得るに止まりむしろ不急産業及び奉仕よりの勞働力轉換の方が有る。

力であらう)(二十八日タイムズ)

昭和十七年六月十九日

濠洲の統一的所得税法案上院通過

— 政府は近く下院に再回附し同意を得ん —

六月五日 タイムズ所報

濠洲聯邦上院は十五時間に亘る討論後四日朝二十對十二で統一的所得税法案を通過した。クイーンズランド出身三名、タスマニア出身一名が賛成投票、ヴィクトリア、南オーストラリア以下本案に反對の諸州の議員上院を合して百十名中二十八名のみが反對投票を行つた由であり、前記上院における採決に際してはクイーンズランド出身三名、タスマニア一名が賛成投票をした。又ニュー・サウスウェールズに對する聯邦政府の補助金はヴィクトリアに對するその倍以上であるため、上院においてこれを減額しようとする修正案が提出されたが、西オーストラリア出身のジョンソンが反對投票をしたため、十七對十六を以て否決せられ、ジョンソンは以後反對派議員集會に出席を拒絶された。ヴィクトリア及び南オーストラリア等は今尙本法を以て憲法違反であるとし、大審院にも持出し兼ねまじい氣勢を示してゐるが、政府は曩に下院の議決後政府自ら些細の修正をしたので、近く本法を下院に再回附し、直ちにその同意を得べく、又各種の所得税關係官吏の聯邦への移轉は續々行はれつゝある。

昭和十七年七月二日

濠政府戰爭運營のため産業及勞働對策強化

六月十八日 タイムズ

政府は戰爭運營強化のため、平和産業その他に大なる犠牲を要求するの己むなきに至り、約三萬の人員を引き抜いて軍及び軍需關係勞務に充當することに決した。又戰爭運營に直接の關係をもたない産業を嚴重に制限することとなり、シドニー・メ

ルポルンにおいては数多の工場が閉鎖さるべきものとして指定せられた由、更に今年末迄月々平均五萬三千の労働者を要する處、内五萬は婦人を以て充てる計畫であるが、もし婦人労働者が自發的應募に依り必要數に達しない場合は、政府は強制を用ひる用意がある旨、各労働組合に警告した。

昭和十七年七月二日

濠洲統一所得税法違憲訴訟に州労働黨支部反對

ヴィクトリア、クイーンズランド及び南オーストラリアの三州政府は統一所得税は違憲であるとの訴訟を提起したとの報道があるが、ヴィクトリア州労働黨支部は州政府の措置に對して明白に不滿の意を表し、又ニュー・サウスウェールズも右訴訟提起の模様があつたが、これもまた労働黨支部の頑強な反對を受けて斷念するだらうと見られて居る。(タイムズ十一月十六日)

昭和十七年七月十四日

英・米・加・濠・亞五ヶ國間に小麥協定成立

——英紙の報道による協定大要——

イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、アルゼンティンの五箇國に今般小麥協定が成立し、イギリス政府はこれを白書として公表した由であるが、三日及び四日附イギリス紙の報道によるとその大要左の通りである。

- 一、國際小麥委員會インターナショナル、ホイート、カウシルを設け、本協定關係問題を處理せしめる。締約國は平等に代表せられる。
- 二、戦後現在樞軸軍占領下にある小國に迅速な小麥の供給をなすため、一億ブツセルをプールする。寄與の割合はアメリカ五割、濠・加各二割五分とし、イギリスの寄與は運輸手段供給の形でなされるだらう。前顯委員會がこれ以上のプールの必要と認めた場合は、一定の割で五箇國協同寄與を行ふ。

三、戦後一切の關係國を網羅する國際會議をアメリカの招請によつて召集すべく、該會議において決定せらるべき一般的小麥協定は大要左の如きものだらうが、取敢ず小麥の生産過剩又は不足を避けるため、これら條項の一部は五箇國間において今より協力を發生せしめることとする。

- イ、各國の輸出货量を年々最新の世界小麥貿易量の一定の割に定める(アメリカ十六%、アルゼンティン二十五%、オーストラリア十九%、カナダ四十%)。
- ロ、各國がストックし得る量は、原則としてそれ〴〵アルゼンティン三十五乃至百三十萬ブツセル、オーストラリア二十五乃至八十萬ブツセル、カナダ八十乃至二百七十五萬ブツセル、アメリカ百五十萬乃至四百萬ブツセルとする。
- ハ、以上に國內消費量を加へた量を以て各國生産の標準とし各國政府は適當な統制を行ふ。
- ニ、貿易價格は關係國全部の一致によつて定むべく、毎年八月イギリス港C・I・Fか又はC・I・F and/or F・O・Bで最高及び最低價格表を作製することとする。(不取敢の措置としてはイギリスと供給國との最新の協定價格とする)。右決定に際しては生産者消費者双方の立場、他商品價格との均衡、爲替相場運賃を適當に考慮する。

昭和十七年七月二十七日

焦燥濠洲の近況一東

一、オーストラリア聯邦政府は曩に、一九四一年四二年度の戦費豫算として海外派遣軍のため戦費五千九百萬磅を計上したが、六月三十日を以て終つた同年度戦費は、日本の參戰により一躍激増して三億五千三百萬磅に達した。一九四二年三年度は更に膨脹して四億磅を超過するだらう。

これら戦費の過半は聯邦内における租税、公債、および銀行信用により支辨されると同時に、一部は海外派遣軍のため直接にロンドンの聯邦銀行基金から支辨されるが、右基金は前年度の五千六百萬磅より二千六百萬磅に遞減してをり、從來自由な金融操作のためには三千四百萬磅の基金を保有することを必要とした事實に鑑み、今後の對外戦費支辨は頗る困難だらう。既にオーストラリア政府は新に火酒、葡萄酒、カーベット及び刃物の輸入を禁止又は制限し、對外支拂の節減を計つてゐる。(七月十一日タイムズ)

二、聯邦政府は曩に西オーストラリア及びビクトリアの金鑛山の生産制限により生じた過剰人員を強制的に移轉せしめたが、今般更にニュー・サウス・ウェールズ及びクイーンズランドの金鑛山に就いても同一の措置に出で、鑛山の維持に必要な最少限の人員を除き、他の過剰人員を重要軍需産業に移轉せしめた。(七月十日フイナンシャル・ニュース)

三、曩に中東イギリス間で採用された郵便方法が今般米濠間にも採用されたが、右はそれ〴〵米濠間の手紙を縮寫した上空輸し、目的地で擴大する方法で、これによる時は通常一噸の重量を有する手紙は三十封度輕減され、船舶並びに時間を節約し得るといふ。アメリカからの發信物は七分の一に縮小され、オーストラリアで八倍に擴大されてをり、一時間に約二千通を處理し得るといひ、オーストラリア側には一時間一千通を處理し得る設備が各所に設置されたといふ。(十一日タイムズ)

四、オーストラリアは、日本の參戰前には曾て一隻の商船も建造した経験が無く、専らイギリス本國の船舶に依存して來たが、開戦後はイギリス本國から造船技術者を輸入し、海軍省の注文で掃海艇や哨戒艇等の小艦艇を建造し始めると共に、商船の建造に着手したが、曩に海相メーキンの聲明(六月三十日)によれば、聯合國の船舶沈没激増の結果、愈々その必要が痛感せられ、専ら補充を主眼とせる從來の艦船建造計畫を變更し、これを積極化するに決した由である。

昭和十七年八月六日

濠大審院統一的所得税法を適法と判決

——各州が上訴抗爭するかは疑問——

一、七月二十四日附のイギリス新聞の報道によると、大審院は多數決により統一的所得税法を適法なりと判決し、ビクトリア、南濠洲、クイーンズランド、西濠洲各州の訴は却下せられた由で、大審院の裁判は最終審とせられ、大審院が特に承認せる場合は樞密院に上訴し得べきこととなつてゐるが、各州が果してそこまで抗爭するかどうかは疑はしといふ。

右判決は、聯邦政府の各州で權力の接收を以て單に戰時における非常措置と認めず、憲法上正常なりと認めたものと見られ、メンデース、ヒューズ等の人々は、これにより聯邦制度は消滅したと述べた由である。經濟的には税率の低い諸州に集中せる諸企業に對する影響があるだらうし、又新設企業の利益とも關聯するだらう。

昭和十七年八月十二日

濠政府、利潤制限稅案放棄決定

——在軍務者の給與、家族手當増額及び所得稅賦課問題をも決定——

八月四日 タイムズ

一、政府は遂に利潤制限稅案を放棄するに決定したが、カーチン首相は、「右は公正な適用に種々の困難があるのに鑑み中止するに至つたが、生産費昂騰、過剰利得は戰爭の運営上障害であることは明かだ、これを抑壓することを斷念したものではない」と言明した。政府は價格統制強化により一層彈力性のある利潤制限の方策に出るものと見られてゐる。

二、政府は軍務に在るもの、給與、家族手當の増額及び所得稅賦課問題をも決定した。右によれば、兵士は一日六片の増俸、家族手當は妻に對し一志、子供に對しては六片をそれ〴〵多くし、二百五十五磅までの軍人の俸給は所得稅を免除せられる。斯うして兵士の給料はアクチヴ・ベイ一日六志六片、据置拂(デフアード・ベイ)は一日二志、家族手當は、妻四志六片、子供一人三志、二人目二志、以下一人に付一志六片となり、妻帶者はアクチヴ・ベイの中三志六片を妻に與ふべく、又婦人にして軍務に服してゐるものに對しては右と同一割合の増俸が行はれた。尙伍長以上の階級に對しては、今から後一年分の給料を受領したときから課稅し得べく、又家族手當には引續き課稅しない。

昭和十七年八月二十七日

濠洲の戰爭運営と人力問題

——ジェ・ステンドルの論說要旨——

Pulletin of London and Cambridge Economic Service 掲載のジェ・ステンドルの論說要旨

一、本年六月現在オーストラリアの勞働可能人口の中、五五%は兵役にあるか又は就業し、その總數は二百六十五萬に達するが、内七十五萬は兵役にあるか又は軍需工業に従事してゐる、此の上勞働可能人口の動員を行ふとなれば婦人の割合を増加

するより外に道は無い段階にあり、農業及び家内労働を除いた婦人の雇傭率は開戦後二ヶ年間に二四%から二七%となつた。

二、政府は三十一萬八千人を本年末迄に軍及び軍需工業へ流入せしめる計畫であるが、内十八萬八千人は不急品生産、及び不急建築の中止、小賣業の縮小、産業の集中等によつて捻出せられるだらう。これにより所謂シヴィリアン・エンプロイメントは本年末において戦前の二割減少する。斯うして本年末の軍及び軍事工業の總人員は百七萬人に達する筈だが、その半以上が軍サーヴィスにより占められる。

一般に裝備良好な軍の維持には、その總兵員よりも遙かに大なる工業労働者数を要するから、右の事實は、オーストラリアで生産不可能の銃器は別とするも、外部からの供給が無い限り、オーストラリア軍が十分の裝備を有し得ないことを示すものである。

昭和十七年九月二十一日

濠洲最近の經濟情報

一、オーストラリア議會は現在開會中であるが、これに提出された豫算(單位一〇〇萬濠洲磅)は歳入見積は約二四〇、歳出見積は五四〇で、三〇〇を公債収入で賄ふこととなつてゐる。歳出中戦費は四四〇で、前年度に比し一二〇の増加を示し、うち三九〇は國內、残餘は海外で使用される。戦費を除く歳出見積一〇九も前年度に比し約八の増加を示す。これは主として不具及び老年年金・寡婦補助料等が増加したことによるものである。三〇〇の公債發行(公債収入は全部戦費に充當され、戦費以外の経費は租税その他の収入で支辨する)はオーストラリア政府の戦争に對する決意を示すものといはれるが、現在までにすでに巨額の公債が發行され、高率課税と並んで國民貯蓄を蠶食してゐるわけだから、政府としては不本意ながらも中央銀行の信用創造によるほかはないものと見られる。前年度は國債二一の中七八はこれによつてゐる。これは、少額所得者に對する課税が寛に失ふことと共に、インフレーションを招來するものだとはいふ非難が國內に行はれてゐる趣である。

二、國民を引緊めるため、政府は九月三日からオーステリテイ・キャンペーンなるものを開始したが、その一部としてアル

コール・衣料類に對する關稅及び内國稅を引上げ、これまで各州の有せる興行稅の徵稅權を接收して、新規に高率の聯邦興行稅を課し、一方では酒類の販賣・競馬興行・ホテル・レストランにおける食事の制限を行ふはずである。軍需工業によつて收入の増大した労働者の飲酒が増大し、また競馬等の觀衆も非常に増加してゐるからである。軍需工業をさらに擴大するために、民需財の生産制限はいよゝ強化されるであらう。

昭和十七年九月二十五日

濠洲首相の下院演說要領

—— 英米の援助を諦め自力防衛を説く ——

九月九日、カーティン・オーストラリア聯邦首相が下院において試みた戰況に關する演說要領は次の通である。オーストラリア大陸防衛の義務は、主としてオーストラリア自體の人的資源によつて遂行されなければならない。蓋し聯合國は中東及びソ聯戰線に對して、多大の物資輸送の必要があるから、余はイギリス本國及びアメリカがオーストラリアに對して既に爲し來り、且現に爲しつゝある所の援助に對して、不満をもつが如き意味の言辭を弄することを好まないものである。敵國から攻撃のイニシアテイヴを奪取する迄は、陸軍の強化は偏にオーストラリア國民の負擔においてのみ爲され得るのである。オーストラリアを攻撃基地とするに足るべき兵力のオーストラリア向輸送問題の如きは船舶情勢から判斷して近い將來において實現されるやうなことは有識家の期待出来ない所である。

全オーストラリアにおける軍備施設強化のために、過去四ヶ月において四千萬オーストラリア・ポンドの支出を見た。陸軍は兵員を他に割くことが出来ないことと、軍に必要な工業は繼續しなければならぬ等の理由によつて、假令個人及び企業自由に干渉する事があつても、國民をして重要でない職業から重要な職業への轉向を必要とする。

昭和十七年九月二十五日

新貨與協定米・英・濠・ニュージールランド、ド・ゴール政權間に成立

本月三日ワシントンで、アメリカとイギリス、オーストラリア、ニュージールランド及びド・ゴール政權の代表者間に、いは

ゆる貸與(レンド・リース)に關する覺書が交換され、こゝに新協定が成立した。

この協定において、イギリス側から提示され、アメリカ側によつて確認された要點は、ブール化された米英資源の有効な利用を確保するため、二月二十三日の貸與協定の第二項及び第六項を補足しようとするにある。換言すれば、右第二項及び第六項は、アメリカの對イギリス援助に對するイギリスの對アメリカ援助並びにその決済方法を規定し、貸與法の相互的運用を原則的に承認したものであるが、新協定の目的は現段階における共同の戦争運営をますます有効に遂行しようとする觀點から、あらためて原則的にこれを確認すると同時に、實際的にも英・米相互間の財貨及び勞務の供與は出来る限り相互的に援助し、支拂を最少限度に減少せしめることにあるといはれる。

昭和十七年十月五日

濠洲最近の人的資源動員及戰時財政並に政界の動向

一、人的資源の動員

オーストラリア七百萬の人口中八十萬の勞働者は今や戦線、軍需工場に動員せられ、十八歳から四十五歳迄の男子二百二十五萬の過半は各種の戰時任務に服してゐる。右の數は近く更に百六十萬に増員の見込である。他面民間工場勞働者は戰前の五十四萬から二十萬に、小賣商従業員は二〇%方それ〳〵減ぜられた。直接軍需生産に従事する婦人勞働者は戰前の千三百名から十二萬五千に増加したが、右は本年末迄には更に二十萬に増加の計畫である。政府は産業の合理化を計り、整理せられた勞働力を軍需生産に振向けるとし、近く合理化さるべき産業の種目を公布する豫定であるが、大體男子十三萬五千、女子八萬の勞働力増強の豫定である。他にも聯合國混合委員會(アライド・ワークス・カウンシル)に對する一萬の増員計畫がある。

政府は婦人勞働者徵用に當つては自發的方法によるのを原則とすることになつてゐるが、場合によつては強制的手段をも考慮してゐる。

前記勞働力動員對策として勞力徵用官(マン・パワー・オフィシアル)は

- (イ) 現に無職の婦女子から五萬
 - (ロ) 商業銀行及び保險業方面から女子を代用せしめることにより五萬、更に退職延期又は原職復活により三萬
 - (ハ) 重要産業の再編成により一萬
 - (ニ) 採金業の縮小により五千及び家屋建築土木業方面から五千
 - (ホ) 成年に達しようとする青少年から一萬五千
- の人員を動員せしめ得るだらうと信じてゐる。

二、戰時財政問題

本年度オーストラリア豫算の歳入不足は三億餘磅に達し、政府は内二億四千萬磅は公債發行により、殘額六千萬磅は國民貯蓄、證券及び戰時貯蓄證券の發行により補填しようとしてゐるが、右は何れも前年發行高の數倍に達する。これが目的達成は、國民の自發的協力のみでは不十分であることを免れず、強制的手段の併用を必要とするだらう。

政府は更に戰爭のため増大した國民の購買力吸收のため、數多の間接的統制手段を執りつゝある。一例を示せば、一杯のビール又は煙草の小箱一箇に對して二片の増税を課し、その他酒類は勿論劇場、映畫、競馬入場券等に對しても亦増税を課してゐる。聯邦政府はニュー・サウスウェールズ、ヴィクトリア州政府等の反對にも拘らず、斷然競馬及び競犬を毎月一回禁止することに決した。

戰前は國民所得の八五%を消費財及び享樂に費したオーストラリア國民も、一九四二年七月一日現在では勞力、資金及び原料品の急激な動員により、右は五五%に減じたが、一九四三年六月には更に四五%に減じるだらう。

これを要するに戰時財政に對する有識者一般の見解は、インフレーション抑制のためには、國民は從前の如き世界最高の生活水準を享樂するの權利を抛棄することが必要であるばかりでなく、終局的には政府は浮動購買力吸收のため、直接強制手段を採用する必要があるといふことになる。

三、政界の動向

議會方面は政府、反政府黨共に明年九月會期終了の際には不測の突發的事件が無い限り當然選挙が行はれるだらうと期待してゐる。統一濠洲黨は總選挙對策上からするも新たな黨首の必要を自覺してゐる。過般ヒューズの政府に對する惡意的非難

は同党内における右の氣運を更に濃化した観があるが、問題は後任者難である。メンヂスは恐らく多數を制し得るだらうがスベンダー及びスプリーナーも亦それ〴〵後援者があるから樂觀を許さない。來るべき總選舉に際しては統一濠洲黨は更に分裂の徴候があり、一方政府としては明年九月を待たず豫算提出を控へて議會解散を斷行するの途も取り得るだらう。メンヂスは政府の會社利潤統制案、義勇兵の海外派遣失敗その他勞力動員問題等を掲げて政府を攻撃しつゝあるが、これは同氏の首相在職中あれだけ熱心に唱道したナショナル・ユニティを破壊しつゝあるやに見へて皮肉の觀がある。
(以上、タイムズ、フィナンシャル・ニューズ及びフィナンシャル・タイムズ各十七日所報)

昭和十七年十月十三日

最近濠洲情報一東

- 一、カーチン、オーストラリア首相は九月二十二日現議會終了前に聯邦憲法改正に關する國民投票施行法案を提出すべき旨の公表をしたが、これは戦後の經濟問題に對處するため、現在各州政府に分屬する貿易・商業及び工業に關する管轄權を聯邦政府に移管せしめようとするものである。尤も聯邦政府は戰爭繼續中は國防保安法により前項事項に對する管轄權を賦與されてをるが、これを右憲法により戦後も引續き聯邦政府の掌中に残さうとするものと見られる。現行憲法の規定によれば、すべて憲法の改正は國民投票を要件としてをり、従つて本問題審議のために各派の代表委員會が設けられるであらう。(タイムズ二十三日)。
- 二、一九四二—三年度オーストラリア豫算は二十三日全院一致を以て下院を通過したが、歳出五億四千九百萬磅のうち、軍事實費は四億四千萬磅、歳入は二億四千九百萬磅であつて、歳入不足三億磅は各種の公債の發行等によつて賄はれるはずである。
- 三、エバット聯邦檢事總長が提出した關取引取締法案は、二十五日若干の修正を経て兩院を通過したが、本法は個人の犯罪に對しては即決判は最低三ヶ月、公判の有罪判決に對しては最低一ヶ年の禁錮、法人の場合は即決判は最低一千磅、公判の有罪判決に對しては一萬磅の科料を規定してゐる。(タイムズ二十五日)

四、デッドマン戰事編成及び産業相は一九四二年—三年の主要食糧品増産計畫を公表したが、その内容は次の通りである。

(F・N 二十八日)	
ドライミルク	一萬五千噸
コンデンスト・ミルク	三萬五千噸
牛乳	一億七千萬ガロン
牛	五十六萬噸
羊	三十八萬噸
豚	十七萬噸
鶏	七千五百萬個
砂	六十四萬三千噸
米	五萬五千噸
乾 葡 萄	九萬二千噸
果 物 罐 詰	三百五萬個
馬 鈴 薯	五十萬噸
食用及び製油用ビーナツ	二萬三千噸
野 菜 油	三千四百噸
フィルド・ピース	一千噸

昭和十七年十一月二十七日

濠、新興軍需工業の戦後對策を討議

— タイムズ紙論評 —

十月二十二日タイムズ所報

濠洲政府はブルース高等辨務官を補佐せしめるため、労働省書記官ローランド・ウィルソン博士及びワシントン駐在武器貸與使節團の一員たるジェー・フレッチャーをロンドンに派遣した。これは、今次の戦争景氣として勃興した濠洲の軍需工業特に精密工業が戦後英・米と利害が衝突する惧があるのに鑑みその間の調整を討議するためだと見られる。因みに、タイムズのキャンベラ特派員によれば、右討議はなほ説明的な段階を出ないだらうが、戦後の植民地の工業發展に関する廣汎なエンパイア・ポリシー決定の端緒となるかも知れない趣である。

更に二十三日のタイムズは、社説において、「濠洲人が現在折角苦心經營して築き上げた大機械工業を、戦後においても適當に維持育成しようとする希望は理解できる。これは純經濟的理由よりもむしろ社會的・政治的必要に基くものであるから、これに對しては今更十九世紀の自由主義經濟の國際分業の御利益を喋々する必要はないだらう。何にせよ、戦後の國際貿易は深刻な變貌を呈するだらうから、今から對策を考究してをく必要がある」と論じてゐる。

昭和十七年十一月二十七日

濠、船舶省を新設

——船舶統制機關を一元化——

タイムズ十月十九日所報

濠洲では従來船舶統制機關は軍需・通商及び稅關の各所に分屬してゐたが、その一元化を圖るため今般船舶省を新設することに決し、十月十九日上院議員ビーズレイ及びフレザーはそれ／＼新大臣次官に任命された。新省は船舶の航路・配船・船荷の統制に當る筈であり、従つて貨物の船積優先順位を根本的に改正するものと見られる。

昭和十七年十一月二十八日

濠政府勞力補充の一對策に地方銀行三百閉鎖

戰時生産組織相デットマンは、濠洲の勞力不足問題に關して、「勞力の不足を補給するため近く猶三百以上の地方銀行が閉

鎖されることゝなつた、然しながらこれがため地方都市の銀行業務に支障がないやう措置がとられるだらう」と述べ、「數ヶ月前商業銀行を閉鎖することに關して當業者との間に意見の一致を見たのであつたが、今日迄に二百許りの銀行しか閉鎖せられなかつた」と説明した。

昭和十七年十一月二十八日

西部濠洲の資源開發と増産計畫

濠洲外領相上院議員フレザーは次の様に述べた。

西部濠洲の資源開發の爲には最大可能の努力が拂はれてゐる。同地方に於ては彈藥製造のため既に約八五〇萬磅が費されたが、擴張計畫は尙どし／＼と行はれてをり、本計畫は特に地方において實施せられてゐる。又同地方における他の計畫としては造船があり、木造船建造のため既に二十五萬磅を費したが、本計畫も亦擴張さるべきである。兎に角西部濠洲における生産増進のためには可能な總てが爲されつゝあるのである。

昭和十七年十二月一日

濠洲勞働不足對策に婦女子徵用か

十六歳から三十歳迄のグイクトリア婦女子であつて、有給職業に従事してゐない者は近く勞働局長から質問書を受取るだらう。右質問書の答申に基いて各婦女子は分類せられ、常時勤勞可能な婦女子は勞働局職員から喚問せられるだらう。

濠洲においては産業に従事させるための強制徵集は未だ行はれてゐないが、重要産業のため數ヶ月以内に五萬人の婦女子を得なければならぬ狀況にある。

濠洲における軍需工場の勞働者總數は去る八月において七十萬六千人を示したが、右は戦前の五十四萬二千人に比べて三十%の増加である。

昭和十七年十二月四日

濠洲一都市の甚大な閉店數

——店主の戦時轉業と商品の配給困難が原因——

一九三九年アデレイドで登録されてゐた店舗數は、八、四〇〇であつたが、その七分の二は既に閉鎖された。右は多數の商店主が戦時生産業務に轉業したことに基くものであるが、他の理由としては商品の配給が困難なことが挙げられる。

昭和十七年十二月十一日

濠、家事使用人雇入を強力制限

全オーストラリアの家事使用人は國防全權法に基づき戦時生産組織大臣により發せられた命令に従ひ、明年一月十日以降強力な制限を受けることとなる由である。

本令に基づき制限を受けるものは、*chauffeur, gardener, laundress, butler, man-servant, cook, parlour-maid, house-maid, waiters, nurse-maid, kitchen-maid, companion house-keeper* 又はその他家庭又は家内の用務を行ふ人を含む。

この方面において手を着けられたのは家事使用人雇入の制限であつて、その規定によれば、明年一月十日以降は何人と雖もこの種の使用人の雇入を認可する Director-General of Manpower の許可なき限り、家事使用人を雇入れるを得ない。なほ本制限は最初は首都及び特定の地方都市にのみ適用されるが、後者は追つて發表される由である。

昭和十八年一月十四日

濠洲に於ける勞働力調整問題

濠洲では現政府成立以來約五十萬の勞働力が民需關係から直接軍需工業へ振替へられた。今次の大戦以前には工場勞働者の五十萬以上は民需用品の生産に従事してゐたが、今日ではこの種の勞働者は二十萬を割るに至つた。斯くて工場勞働者の總

數は今や七十萬と成つた。

濠洲における勞働力の調整は周密な計畫と組織とを以て進められたものであつたにも拘らず、遂に民需用品の供給不足を招くに至つた。併し乍ら政府は尙ほ各種の措置を考究中であるから民需用品の供給に付いては近く適正な配給が行はれるであらう。

尙之れに關聯して一月七日勞働大臣ウォードはメルボルンにおいて首相と會見、勞働者の計畫的缺勤問題を協議し、これが防止策を具申した趣であるが、これと同時に勞働組合全體會議から持出した勞働力調整に關する意見をも取上げ閣議に附議したと傳へられる。

昭和十八年二月五日

濠洲の人的資源凋渴

一月十七日附のオブザーバー紙は、濠洲の勞働力不足に關して次の如く述べてゐる。

「カーチン首相は濠洲の人力は今や凋渴に瀕してゐる」と述べた。閣議においても現在の人力統制組織の全的變更に就て論議が交されたものと認められて居る。カーチン首相は尙濠洲は本年一月から六月迄の間に男子十四萬六千人、女子六萬四千人を必要とするのに實際は六萬人以上を得ることは困難だ、而もこの六萬人も不急不要品の製造制限その他の方面よりする勞働者の抽出と、極端な勞働の合理化によつて漸く達成することが出来るのだと言つて居る。シドニー・サン紙はカーチン首相はよろしくロンドン及びワシントンに赴き太平洋の情勢に付て充分力説すべきであると云つてゐる。

昭和十八年三月二十七日

濠洲の西南太平洋方面米軍への食糧供給狀況

——船舶相及び戦後復興相の議會に於ける言明——

タイムス、カンベラ電（三月四日）

濠洲船相「ビーズレー」は議會の食糧問題討議に際して次の通り述べた。
濠洲は西南太平洋方面に於ける米國軍に對する食糧供給の責任を引受け、而して自分は同地域の米軍を一ケ年間賄ふ二千六百萬ポンドに達する乾燥食糧の製造を認可した。

右は濠洲軍及市民並に英本國其の他の戰線に於ける約定に追加して行はれるわけである。
反樞軸軍の西南太平洋上陸以來濠洲は自國に生産を見ない罐詰魚及「コーヒー」等一、二の物以外は凡ての食料品を反樞軸軍に供給して來た。在西南太平洋反樞軸軍は如何なる事態が起らうとも、戰爭の急に要する食糧の準備はもつてゐたわけである。濠洲政府は濠洲に於ける主要食料品の供給能力及び其の時期並に供給を制約する理由等に關して詳細な調査研究を遂げてゐる。

米國は濠洲史上最大の計畫たる一九四三年度「トマト」九萬トン生産計畫實行の爲め種子、農具、罐詰製造用機械等を送つて呉れるであらう。一九四二年に於ては乾燥果實の生産は消費二萬トンに對し八萬トンと見積られてゐる。英本國は濠洲に對し一九四一年の數字たる一萬四千トンに消費を切下げ、出來るならば六萬六千トンを輸出して貰ひたいと申込んで來た。

チーフリー戰後復興相（現在は藏相）は貸與法運用討議に於て、濠洲は本會計年度中逆貸與の形に於て米軍に對し五千五百萬磅に達する物資及役務を供與中であると言明した。濠洲の相互的貸與費は十二月三十一日迄に二千七百五十四萬五千磅に上り、本會計年度の終り迄には六千百萬磅に達するものと見積られる。斯くて逆貸與は米軍毎十萬に對し七百三十萬磅の借方となつた。濠洲は今日迄米軍に對し軍服、長靴、機械及自動車等の一般的軍需品に對して四百萬磅を、又米陸軍の爲め港内の船舶及沿岸の舟艇を購入又は備上げた。

米國船の修理、米航空機に對する「サーヴィス」に關する條項が設けられ、米軍當局の物資及人品の海陸空輸送に對する要求權も認められた。

「ビーズレー」の言明は「サー・アール・ベーズ」の提出した「食糧相は生産促進及價格設定を爲すべし」との提案討議のため議會の討論延期の動議に對して行はれたものである。

アール・ベーズは「濠洲は市民に對し合理的價格を以て繼續的に食糧を供給することを保證する何等の組織をも持つて居ない」と論じた。英本國に於ては過去十八ヶ月間に生活費の昂騰のないのに反し、濠洲では十五%も騰貴した。濠洲では物價の

最高を決める必要が極めて大なるものがあつたのである、何故ならば他の如何なる國もこれ程までに生計費への賃銀の調整を發展せしめたものはないからである。

役員異動

昭和一七、四、二三	理事	解任	三井物産株式會社常務取締役	伊藤 與三 郎氏
同	同	同	前株式會社兼松商店取締役	御 前 綱 一 氏
同	同	同	前大阪商船株式會社東京支店長	神 野 亮 二 氏
同	同	同	機濱商工會議所會頭	有 吉 忠 一 氏
同	副會長	就任	前 揭	伊 藤 與 三 郎 氏
同	評議員	解任	大阪商船株式會社專務取締役	香 春 敏 夫 氏
同	同	同	大阪毛織株式會社々長	川 西 清 兵 衛 氏
同	同	同	日本綿花株式會社々長	潮 崎 喜 八 郎 氏
同	同	同	山下汽船株式會社會長	山 下 龜 三 郎 氏
同	理事	就任	株式會社兼松商店東京支店長	風 間 誠 一 氏
同	同	同	前 揭	香 春 敏 夫 氏
同	同	同	東京商工會議所理事	船 田 中 氏

昭和十七、五、一五	入會	通常會員	外務省囑託	乾 精 末氏
同 五、一六	同	同	元西濠洲日本人會々長	梅田 信 太郎氏
同 五、二一	退會	同	富士瓦斯紡績株式會社取締役	後藤 正 堯氏
同 六、二五	同(歸國)	同	通信記者米人	Mr. Percy Whiteing
同 一〇、九	入會	同	大日本機械工業株式會社々長	萱 場 資 郎氏
同 一、四	同	同	商工省纖維局絹毛課	下 島 儀 貞氏
昭和一八、二、六	改稱	贊助會員	舊稱株式會社兼松商店	兼 松 株 式 會 社
同 三、三〇	退會	通常會員	前大阪商船株式會社東京支店長	黑 川 二 郎氏
同	入會	同	大阪商船株式會社東京支店長	乘 杉 壽 慶氏

昭和十七年度(第二回)決算報告 (自昭和十七年四月三十一日 至同十八年三月三十一日)

科 目	豫 算 額	決 算 額	摘 要
會 費	五、三三五〇〇	五、一七五〇〇	二十六口 (別項内譯書ノ通)
贊 助 會 費			

科 目	豫 算 額	決 算 額	摘 要
通 常 會 費	一一七〇〇	一四四〇〇	十六口 (同 上)
預 金 利 子	三〇〇〇	四一三三	當 座 口
雜 收 入	一三五〇〇	一二八七七	日加協會貸室料(月十圓) 古新聞雜誌、供出看板代
前 年 度 繰 越 計	一一、六三四〇七	一二、六三四〇七	
合 計	一八、二四一〇七	一八、一二三一七	

支 出

科 目	豫 算 額	決 算 額	摘 要
會 議 費	一、三〇〇〇	一〇六五一	第一回總會費
接 待 費	五〇〇〇	四七〇三四	鎌倉丸歸朝者歡迎會費二九二圓、外來客接待費
借 室 費	四二〇〇	四二〇〇〇	
事 務 費	一、〇〇〇	三二五五〇	會務報告三〇〇部二一七・五圓、會員名簿四〇〇部九四圓、外名刺、死亡通知狀等
印 刷 費	五〇〇〇	一一四〇八	電話料六三圓、外會報印刷物等送料、往復通信料
調 査 費	五〇〇〇		
通 信 費			

交通費	消耗品費	圖書費	什器費	諸給與	給料雜給	諸報酬	雜費	豫備費	收支殘高	合計
三〇〇〇	二五〇〇	三〇〇〇	一〇〇〇		三、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇〇	八、八七一	一八、二四一	一八、二四一
三七一〇	八六六〇	(超過) 三二二一七	一七五八		二、二六六〇	四五〇〇	(超過) 二四八二九	三〇〇〇	一一、九六〇	一八、一二三
車馬賃	防空用暗幕、電燈カバ、 用紙類、電燈料等	シドニ、ヘラルド紙二箇年分一九〇〇 五圓、濠洲其他南方關係書二冊七 二圓、(貿易總覽)費二八・二圓、日刊新 聞二種二八・八圓其他	供出看板代用アルマイト看板代一七圓外		書記一名手當(月九〇)年一〇八〇圓、賞 與年二七〇圓、タイピスト一名手當(月 四五)年五四〇圓、賞與年一三五圓、臨 年八〇圓、クラブボーイ其他同年六一圓 井島專務理事車馬賃年四〇〇圓、幹事一 名年五〇圓	石田前副會長へ寄贈品六〇圓、故水瀧理 事贈花環及香典六二圓、故小畑氏贈香典 ラプ員へ負傷見舞一五圓、政翼工業ク 擔金一〇圓、外故阪谷子爵墓前供養會負 料、辨當料等	故阪谷子爵記念事業會寄附金	來期繰越(當座預金一二九五〇圓九 六錢、手許在九圓〇四錢)		

右ノ通二候也

昭和十八年三月三十一日

專務理事 井 島 重 保

右調査候處相違無之候也

昭和十八年四月十日

會計監督 飯 田 藤 二 郎

會費收入内譯書

(會員名簿參照)

金五千百七拾五圓

贊助會費

二十六口

内 譯

金參千六百圓

參百圓

十二口

金千五拾圓

百五拾圓

七口

金五百貳拾五圓

七拾五圓

七口

通常會費

九圓

十六口

(福井縣織物同業組合、東洋紡績株式會社缺)
(大日本航空株式會社、宗像善雄氏缺)

金百四拾四圓

合計 五千三百拾九圓

昭和十八年度(第三回)豫算案 (自昭和十八年四月三十一日至昭和十九年三月三十一日)

五〇

收		入		支		出	
科	目	金額	科	目	金額	科	目
會	費		會	議	八〇〇〇		
贊助會費	二十六口	五、一七五〇	接	待	一、〇〇〇〇		
通常會費	十六口	一、四四〇〇	借	室	四二〇〇		
預	金	四〇〇〇	事	務			
利	子		印	刷	一、〇〇〇〇		
雜	收入(貸室料、屑代)	一二五〇	調	査			
前	年		通	信	五〇〇〇		
度	繰		交	通	五〇〇〇		
繰	越	二、九六〇〇	消	耗	三〇〇〇		
			圖	書	二五〇〇		
			什	器	一〇〇〇		
				費			

合	計	一八、四四四〇	諸	給	料	給	與	三、〇〇〇〇
			給	報	酬	給	與	一、〇〇〇〇
			雜	費	費	費	費	三〇〇〇
			豫	備	計			八、七七四〇
			合					一八、四四四〇

事務用什器備品目録 (昭和十八年三月三十一日調)

品名	個數	購入年月日	購入金額
兩袖立機	貳個	昭和五年十一月七日	金七拾五圓
傘	壹個	同	金四拾五圓
卓上電話機	壹個	同 十二月一日	金百九拾五圓
アンダーウッド英文タイプライター	壹臺	昭和九年四月三十日	金百九拾六圓
ローヤル騰寫機	壹臺	同 八月七日	金百五拾六圓
書棚(高サ九尺 幅六尺)	貳個	昭和十年三月二十六日	金貳拾參圓
椅子	五個	昭和十年四月八日	金貳拾參圓
椅子	壹個	同 九月十二日	金拾貳圓
椅子	貳個	昭和十一年三月二十日	金拾貳圓

五一

卓子 (長四尺五寸、幅二尺)	壹個	昭和十一年三月二十日	金拾貳圓
同 (長サ四尺、幅一尺)	壹個	同	金拾貳圓
茶器	湯沸壹個、盆壹個	昭和十二年三月三十一日	金參圓五錢
邦文タイプライター (机附)	壹臺	同 十一月三十日	金貳百四拾圓
電氣ストーブ	壹個	昭和十四年一月二十日	金八圓
同	壹個	同 二月三日	金拾八圓五拾錢
電氣スタンド、コード付	壹個	昭和十六年十一月二十五日	金七圓參拾錢
圖書カード入ケース	壹個	昭和十七年三月二日	金拾貳圓
アルマイト看板	壹個	同 八月八日	金拾七圓
合計	金九百六拾五圓八拾五錢		

役員並會員名簿

(昭和十八年三月三十一日現在)

會長	前特命全權大使 公爵 德川家正氏
副會長	三井物産株式會社常務取締役 伊藤與三郎氏
同	羊毛統制會々長 鶴見左吉雄氏
專務理事	陸軍製絨廠囑託 井島重保氏
會計監督兼理事	高島屋飯田株式會社々長 飯田藤二郎氏
理事	大東紡織株式會社專務取締役 阿部吟次郎氏

同	貴族院議員 出淵勝次氏
同	東京商工會議所理事 船田實二氏
同	海軍省副官 後藤藤一氏
同	三菱商事株式會社常務取締役 服部俊次郎氏
同	日本製粉株式會社取締役會會長 神戶外茂夫氏
同	大阪商船株式會社副社長 神田清兵衛氏
同	橫濱正金銀行頭取 柏相達夫氏
同	前特命全權公使 河相清兵衛氏
同	日本毛織株式會社々長 川西誠一氏
同	兼松株式會社取締役 風間多三郎氏
同	大倉商事株式會社々長 皆川伊三郎氏
同	大東亞省南方事務局長 水野伊太郎氏
同	外務省通商局長 澁野伊三郎氏
同	陸軍製絨廠々長 清水澤信一郎氏
同	日本棉花株式會社々長 潮崎喜八郎氏
同	日清製粉株式會社々長 正田貞一氏
同	日本郵船株式會社々長 寺井久一郎氏
同	山下汽船株式會社々長 山下太一郎氏

評議員 前巴奈馬公使 秋山理敏氏

(A B C 順)

會費不要會員	大倉商事株式會社	青木清之助氏
同	國際汽船株式會社取締役	荒木忠雄氏
同	兼松株式會社監査役	藤井松四郎氏
同	兼松株式會社監査役	廣田茂吉氏
同	高島屋飯田株式會社取締役	飯田東剛氏
同	日本貿易振興株式會社	石原剛平氏
同	三井物産株式會社毛類課長	勝山律洋氏
同	三井物産株式會社羊毛係	川上貞夫氏
同	大同毛織株式會社常務取締役	栗原忠貞氏
同	三井物産株式會社々々長	向井忠貞氏
同	日本毛織株式會社常務取締役	永井義一氏
同	日本製粉株式會社常務取締役	中島杉義壽氏
同	大阪商船株式會社東京支店長	乘島義壽氏
同	山下汽船株式會社常務取締役	野坂喜代志氏
同	高島屋飯田株式會社常務取締役	齋藤英三郎氏
同	日清製粉株式會社取締役	正田英三郎氏
同	三菱商事株式會社農産部長	高橋五郎氏
同	高島屋飯田株式會社羊毛係	玉井菊次郎氏
同	三菱商事株式會社々々長	田中完三氏
同	代議士	鶴見祐輔氏

同	三菱商事株式會社雜貨部長代理	上野巳次郎氏
同	大倉組相談役	山田馬次郎氏
同	増田屋株式會社常務取締役	山崎公平氏
同	日本郵船株式會社常務取締役	柳瀬省吾氏

(以上會費不要通常會員二十四名)

以上 役員、贊助會員、通常會員
合計 百二十四名

濠洲協會會則 (昭和三年四月日濠洲協會トシテ 創立、同十七年三月改稱)

- 第一條 本會ハ濠洲協會ト稱シ、本部ヲ東京ニ置キ、必要ニ應シ各地ニ支部ヲ置ク
- 第二條 本會ハ濠洲ニ關スル各般ノ調査研究ヲ行ヒ以テ國策ノ進展ニ資スルヲ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- (一) 濠洲ニ於ケル産業、制度、社會其他各般ノ事情ヲ調査スルコト
 - (二) 濠洲ノ事情ヲ本邦ニ紹介スルコト
 - (三) 雜誌其他出版物ヲ發刊スルコト
 - (四) 講演會ヲ開クコト
 - (五) 其他必要ノ事項
- 第四條 本會ノ會員ハ通常會員、贊助會員及名譽會員ノ三種トス
- 通常會員ハ年額金九圓ヲ負擔ス(但シ海外ニ在住スル場合ニハ其ノ期間會費ヲ免除スルコトアルヘシ)
- 通常會員タラントスル者ハ會員ノ紹介ヲ要ス

賛助會員ハ年額金七十五圓以上ヲ負擔スル者トス
年額金七十五圓以上ヲ負擔スル賛助會員ハ七十五圓毎ニ一人ノ割合ニテ會費ヲ負擔セサル通常會員ヲ入會セシムルコトヲ得
名譽會員ハ評議員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

名譽會長	一名
名譽副會長	若干名
會長	一名
副會長	二名
專務理事	一名
理事	二十名以内
會計監督	一名
評議員	若干名

本會ニ相談役若干名ヲ置クコトヲ得

第六條 役員ヲ定ムル手續左ノ如シ

會長、副會長ハ總會ニ於テ推薦シ、相談役、專務理事、理事、會計監督、評議員ハ會長ノ指名ニ依リ之ヲ選任ス
役員ノ任期ハ二箇年トス、但シ再選スルコトヲ得

第七條 役員ノ任務左ノ如シ

會長ハ本會ヲ統理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ、會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

專務理事及理事ハ會務ヲ處理ス

會計監督ハ本會ノ會計ヲ監督ス

理事、評議員ハ重要ナル會務ヲ評決ス

第八條 會長ハ必要ニ應ジ幹事ヲ囑託シ專務理事ヲ輔佐セシム

會長ハ必要ニ應ジ書記ヲ任命シ庶務ヲ掌ラシム

第九條 本會ノ會合ハ左ノ如シ

(一) 總會ハ毎年一回之ヲ開キ必要ノ場合ニハ會長ハ理事會ノ決議ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得

(二) 評議員會ハ會長ノ請求ニ依リ重要ノ事項アル毎ニ之ヲ開ク

(三) 理事會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク

第十條 本會員ニシテ不都合ノ行爲アル者ハ理事會ノ決議ニ依リ退會ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 滿一箇年引續キ會費ヲ納付セサル會員ハ其資格ヲ失フモノトス

第十二條 本會則ハ會長又ハ會員五分ノ一以上ノ發議ニ依リ總會ニ附シ出席會員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレハ之ヲ
改正スルコトヲ得ス

第十三條 支部規則、會計ニ關スル規程其他本規則施行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

(昭和十二年四月及ヒ同十七年三月改正)

東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地日本工業俱樂部内

濠洲協會事務所

昭和十八年四月十五日印刷

濠洲協會

967 冊 193 號 年 月 日

書名 濠洲協會 2603年 著者名

昭和十八年(23=18) 濠洲協會

(濠洲協會)

氏名

(非賣品)

〒目黒四丁目一四二九番地
理事

島重保

〒目黒四丁目四番地

林又七

〒目黒四丁目四番地

林印刷所

東京市麴町區丸之内一丁目二番地

日本工業俱樂部內

發行所

濠洲協會

電話丸之内(23)一五四六—一五四九

967

193

967
193

昭和十八年四月十五日印刷
昭和十八年四月十八日發行

(非賣品)

東京市目黒區中目黒四丁目一四二九番地
濠洲協會專務理事

編輯兼
發行人 井島重保

印刷人 小林又七

東京市麴町區永田町一丁目四番地

印刷所 小林印刷所

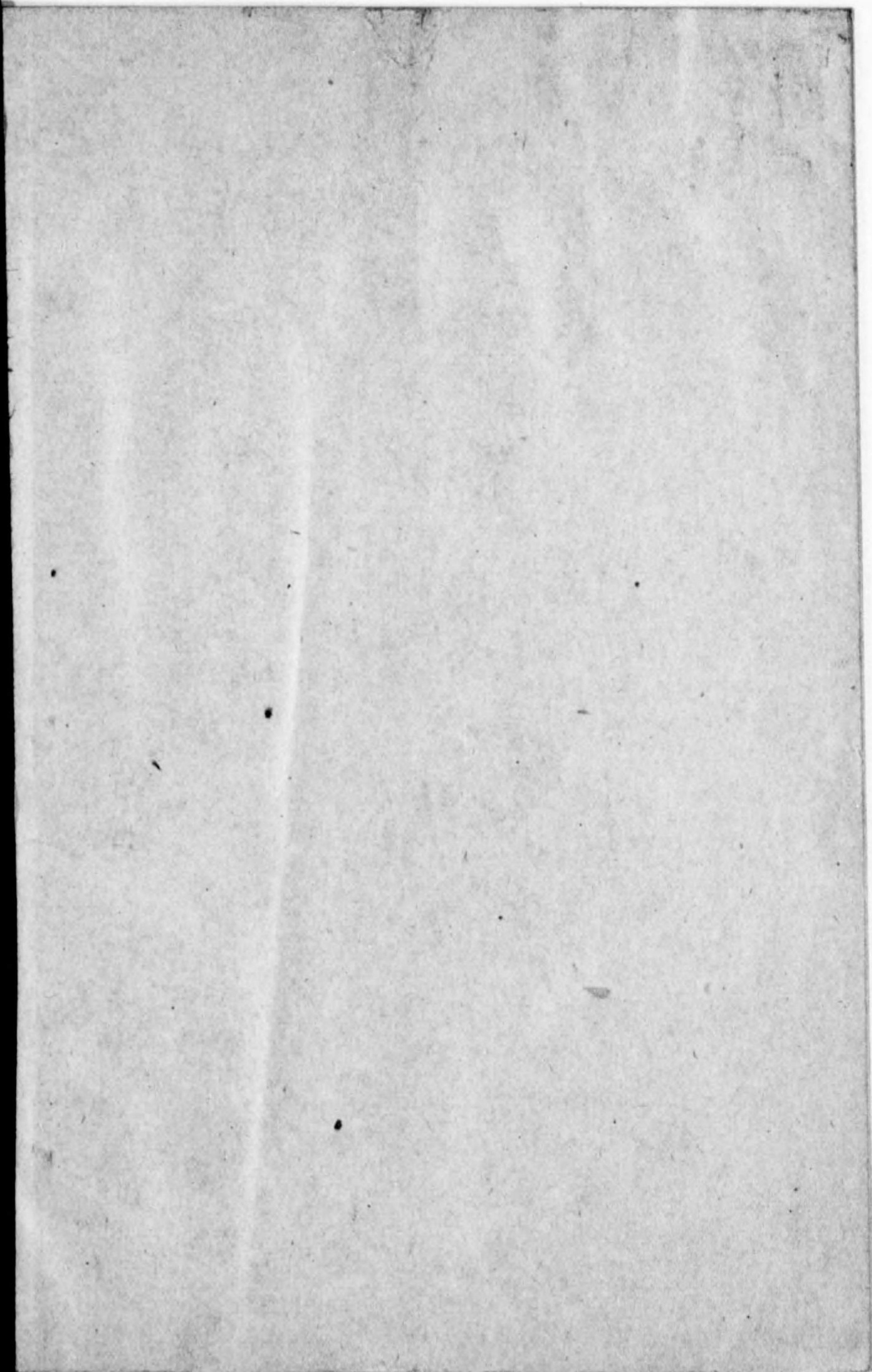
東京市麴町區丸之内一丁目二番地

日本工業俱樂部內

濠洲協會

電話丸之内(23)一五四六—一五四九

967
193



終